

(1) 議長と県民等間に係る手続き

資料1-2

項目	根拠条文	書面等の名称又は書面等を前提とする手続	発信者	受信者	課題① オンライン化の可否			課題② 署名、本人確認		備考
					現状の対応	対応の可否 (オンライン化)	左記の対応案の理由等	現状の対応	オンライン化する場合の対応	
公述人の選定	会議規則第101条第1項	公述人になろうとする者の申出書	公述人になろうとする者	議長	書面 (郵送、直渡し)	○				《対応事例》 ・e-KANAGAWAを利用
	会議規則第101条第3項	公述人を定めた通知	議長	公述人になろうとする者	書面 (郵送、直渡し)	○		議長印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印の扱い及び公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWAを利用
参考人	会議規則第105条の2第2項	参考人への通知	議長	参考人	書面 (郵送、直渡し)	○		議長印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印の扱い及び公印に代わる電子署名の利用	参考人に対する通知発出の方法を確認
保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の手続	神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条、第28条、第32条、第40条	保有個人情報開示請求書等	請求者	議長	書面 (郵送、直渡し)	△	執行機関に同様の手続があり、議会と手続に差異があることによる混乱を避けるため、執行機関とオンライン化の可否や時期、方法等の調整が必要となるため、保留とする。			執行機関の動向について注視し、必要に応じて検討する。
保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に対する措置	神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24～26条、第35～37条、第43～45条、第47条	保有個人情報開示決定通知書等	議長	請求者	書面 (郵送、直渡し)	△		議長印		
保有個人情報の開示請求に係る第三者に対する意見書提出機会付与の通知	神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条	保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書等	議長	第三者 (開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているとき)	書面 (郵送、直渡し)	△		議長印		
傍聴券	神奈川県議会傍聴規則第5条、団長会傍聴取扱要領5、議会改革検討会議要綱第10条第2項、神奈川県議会委員会傍聴規程第5条、予算委員会傍聴取扱要領4、5	傍聴券	議会	傍聴者	手渡し	×	傍聴者が議会に直接来て傍聴する際に行う手続であり、オンライン化は不要	記名		
資産等報告書の閲覧手続	政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程第9条第3項及び第7項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱第4条	神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する報告書閲覧請求書	閲覧者 (県民)	議会局総務課	書面(直渡し)	×	閲覧者が議会に直接来て閲覧する際に行う手続であり、オンライン化は不要	記名		
行政文書公開請求	神奈川県情報公開条例施行規程第3条、第11条、第12条	行政文書公開請求書等	請求者	議長	書面 (郵送、直渡し)	○	執行機関はe-KANAGAWAで対応済み	記名	氏名等の入力はあるが、本人確認は不要	《対応事例》 ・執行機関同様にe-KANAGAWAを利用
行政文書公開決定の通知	神奈川県情報公開条例施行規程第4～6条、第12条、第13条	行政文書公開決定通知書等	議長	請求者	書面 (郵送、直渡し)	○		議長印	公印に代わる電子署名の利用	
行政文書公開請求に係る第三者に対する意見書提出機会付与の通知	神奈川県情報公開条例施行規程第7条	意見書提出機会付与通知書等	議長	第三者 (公開請求に係る県以外のものに関する情報が記録されているとき)	書面 (郵送、直渡し)	○		議長印	公印に代わる電子署名の利用	

(2) 議長と行政機関(国等)間に係る手続き

項目	根拠条文	書面等の名称又は書面等を前提とする手続	発信者	受信者	課題① オンライン化の可否			課題② 署名、本人確認		備考
					現状の対応	対応の可否 (オンライン化)	左記の対応案の理由等	現状の対応	オンライン化する場合の対応	
意見書の提出	地方自治法第99条	意見書	議長	国会	書面 (郵送、直渡し)	○		議長印	公印に代わる電子署名の利用	国会については、全国都道府県議会議長会において、衆参両院事務局と、令和6年4月1日からオンライン提出が可能となるよう協議・調整中
				関係 行政庁	書面 (郵送、直渡し)	○		議長印	公印に代わる電子署名の利用	政府については、総務省から、各省庁に対し、意見書をオンラインにより提出できるよう調整中

(3) 議長と知事等（執行機関）間に係る手続き

項目	根拠条文	書面等の名称又は書面等を前提とする手続	発信者	受信者	課題① オンライン化の可否			課題② 署名、本人確認		備考
					現状の対応	対応の可否 (オンライン化)	左記の対応案の理由等	現状の対応	オンライン化する場合の対応	
長の説明書提出	地方自治法第122条	予算又は事務に関する説明書の提出	知事	議会	書面による提出	△	《懸念点》 ・オンライン化した場合、配布している紙による議案等がデータになるが、データによる提出にあたっては見やすい工夫を施すことが必須と考える。	知事印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
担当事務	地方自治法第149条第1項	議案の提出	知事	議会	書面による提出	△	《懸念点》 ・オンライン化した場合、配布している紙による議案等がデータになるが、データによる提出にあたっては見やすい工夫を施すことが必須と考える。	知事印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
財務に関する事務等の方針の策定	地方自治法第150条第6項	監査委員報告書の提出	知事	議会	書面による提出	○		知事印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
予算の調製及び議決	地方自治法第211条第2項	予算に関する説明書の提出	知事	議会	書面による提出	△	《懸念点》 ・オンライン化した場合、配布している紙による議案等がデータになるが、データによる提出にあたっては見やすい工夫を施すことが必須と考える。	知事印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
決算	地方自治法第233条第5項	決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等の提出	知事	議会	書面による提出	△	《懸念点》 ・オンライン化した場合、配布している紙による議案等がデータになるが、データによる提出にあたっては見やすい工夫を施すことが必須と考える。	知事印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
基金	地方自治法第241条第5項	基金の運用状況を示す書類の提出	知事	議会	書面による提出	○		知事印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
財政状況の公表等	地方自治法第243条の3第2項及び第3項	第221条第3項の法人の経営状況、信託契約の信託状況を説明する書類の提出	知事	議会	書面による提出	○		知事印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
会期	会議規則第3条第2項	会期決定通知	議長	知事	書面による通知	○		議長印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存

(3) 議長と知事等（執行機関）間に係る手続き

項目	根拠条文	書面等の名称又は書面等を前提とする手続	発信者	受信者	課題① オンライン化の可否			課題② 署名、本人確認		備考
					現状の対応	対応の可否 (オンライン化)	左記の対応案の理由等	現状の対応	オンライン化する場合の対応	
議案説明者	会議規則第11条第1項	議案説明者通知	知事等	議長	書面による通知	○		知事等印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
	会議規則第11条第2項	議案説明者出席要求	議長	知事	書面による通知	○		議長印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
文書質問	会議規則第83条第3項	質問趣意書執行機関送付	議長	知事等	書面による送付	○		議長印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存
	会議規則第83条第4項	質問趣意書答弁書	知事	議長	書面による提出	○		知事印	議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、公印省略又は公印に代わる電子署名の利用	《対応事例》 ・e-KANAGAWA(電子署名)を利用 ・公印省略し庁内メール又は文書管理システムのシステム施行を利用 ・提出資料は議会クラウドに保存

(4) 議長と議員間に係る手続き

項目	根拠条文	書面等の名称又は書面等を前提とする手続	発信者	受信者	課題① オンライン化の可否			課題② 署名、本人確認		備考
					現状の対応	対応の可否 (オンライン化)	左記の対応案の理由等	現状の対応	オンライン化する場合の対応	
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会	地方自治法第109条第6項及び第7項	議案の提出	委員会	議長	書面による提出 (議長への手交が慣例)	○		署名		《対応事例》 ・ e-KANAGAWA(電子署名)を利用
議員の議案提出権	地方自治法第112条第1項及び第3項	議案の提出	議員	議長	書面による提出 (議長への手交が慣例)	△	《懸念点》 ・ 複数議員の署名が必要	署名		《対応事例》 ・ e-KANAGAWA(電子署名)を利用
欠席議員の懲罰	地方自治法第137条	欠席議員に対する招状の発出	議長	議員	書面による提出	○		議長印	公印に代わる電子署名の利用	《懸念点》 ・ 招状発出後には懲罰動議の規定があり、欠席議員に招状が間違いなく到達したことを確認する必要がある。 ・ 電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる通知は、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るため、実務上はオンライン化することは難しいと考えられる。
欠席の届出	会議規則第10条第1項	欠席届	議員	議長	書面による提出	○	現状書面に署名、押印を求めておらず、登庁できない場合に提出されるものであることから、オンライン化することは支障ないと考えられる。	記名	氏名等の入力はあるが、本人確認は不要	《対応事例》 ・ e-KANAGAWAを利用
議事日程の作成及び配布	会議規則第23条第1項	議事日程	議長	議員	議会クラウドに保存 (会議規則第143条)	○		配布のみ		手続の内容及び状況による手続のオンライン化の実施の有無の検討
議案の提出	会議規則第12条第1項及び第2項	条例案、決議案、意見書案の提出書、議案の配付	議員又は委員会	議長	書面による提出 (議長への手交が慣例)	△	《懸念点》 ・ 複数議員の署名が必要	署名		《対応事例》 ・ e-KANAGAWA(電子署名)を利用
修正案の提出	会議規則第42条第1項及び第2項	議案の修正案の提出、配付	議員	議長	書面による提出 (議長への手交が慣例)	△	《懸念点》 ・ 複数議員の署名が必要	署名		《対応事例》 ・ e-KANAGAWA(電子署名)を利用
発言の通告	会議規則第54条第1項 会議規則第54条第1項及び第2項 予算委員会運営要領第5	発言通告書 討論 予算委員会質疑通告書	議員	議長 委員長	書面による提出	○		署名		《対応事例》 ・ e-KANAGAWA(電子署名)を利用
文書質問	会議規則第83条第2項	質問趣意書	議員	議長	書面による提出	○		署名		《対応事例》 ・ e-KANAGAWA(電子署名)を利用
委員会の報告書	会議規則第97条第1項	委員会審査結果報告書	委員長	議長	議会クラウドに保存	○		配布のみ		手続の内容及び状況による手続のオンライン化の実施の有無の検討
辞表の提出	会議規則第114条	辞表	議員	議長	書面による提出	○	登庁できない事情がある場合に対応するため	署名	電話やウェブ会議等により、本人に文書作成の真意を確認	《対応事例》 ・ e-KANAGAWAを利用

(4) 議長と議員間に係る手続き

項目	根拠条文	書面等の名称又は書面等を前提とする手続	発信者	受信者	課題① オンライン化の可否			課題② 署名、本人確認		備考
					現状の対応	対応の可否 (オンライン化)	左記の対応案の理由等	現状の対応	オンライン化する場合の対応	
資格決定の要求及び付託	会議規則第118条	資格決定要求書	要求しようとする議員	議長	書面による提出 要求書正副2通 署名押印	○	文書作成の真意が確認できれば、オンライン化することは支障ないと考えられる。	署名押印	電話やウェブ会議等により、本人に文書作成の真意を確認	《対応事例》 ・ e-KANAGAWAを利用
資格決定の通知	会議規則第123条	資格決定の通知	議長	要求者及び被要求者	書面による通知	○		議長印	公印に代わる電子署名の利用	《懸念点》 ・ 被要求者の議員としての身分を議会が決定するものであり、地方自治法118条第5項で不服申し立ての規定があることから、間違いなく到達したことを確認する必要がある。 ・ 電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる通知は、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るため、実務上はオンライン化することは難しいと考えられる。
資産等報告書等の提出	政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2～4条	資産等報告書、 資産等補充報告書、 所得等報告書、 関連会社等報告書	議員	議長	書面による提出	△	国会議員の資産等報告書が書面对応を継続しているため保留とする。今後国会の状況を踏まえて、オンライン化の実施の可否の検討をする。	記名押印		